



# 熊本県公報

号外 第23号  
令和4年(2022年)  
3月31日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則…………… (団体支援課) 1

### 規 則

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第19号

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県森林組合法施行細則(昭和53年熊本県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条、第2条の2第2号、第4条、第4条の2第2号、第5条及び第5条の2第2号中「議決した」を「決議した」に改める。

第6条の2第1項第2号中「議決した」を「決議した」に改め、同条第2項第2号中「変更を議決した」を「変更又は廃止を決議した」に改める。

第6条の3第2号、第8条第3号及び第8条の2第2号中「議決した」を「決議した」に改める。

第10条第2号中「議決した」を「決議した」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第12条第2号中「議決した」を「決議した」に改め、「謄本」の次に「(法第84条の2第1項の規定により總會又は総代会の決議を経ないで合併を行う合併後存続する各森林組合又は各生産森林組合においては、合併の方針を決議した理事会の議事録の謄本)」を加え、同条第3号中「議決した」を「決議した」に、「財産目録及び貸借対照表」を「最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表(最終事業年度がない場合は、各同条第9号又は同条第12号の同条第8号の次に次の3号を加える。)

(9) 新設合併の場合にあっては、法第85条の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録の謄本

(10) 總會又は総代会において決議を経ないで合併を行う合併後存続する森林組合又は生産森林組合にあっては、合併により消滅する森林組合又は生産森林組合の総組合員(准組合員を除く。)の数が合併後存続する森林組合又は生産森林組合の総組合員(准組合員を除く。)の数の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する森林組合又は生産森林組合の定款で定めたる場合)を超えていないことを証する書類及び合併により消滅する森林組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する森林組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する森林組合の定款で定めたる場合)を超えていないことを証する書類

(11) 總會又は総代会において決議を経ないで合併を行う合併後存続する森林組合又は生産森林組合にあっては、合併後存続する森林組合又は生産森林組合の総組合員(准組合員を除く。)の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

第12条の次に次の1条を加える。

(吸収分割の認可の申請)

第12条の2 法第88条の3第2項の認可を受けようとする組合は、吸収分割認可申請書(別記第15号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 吸収分割の理由を記載した書類

(2) 吸収分割を決議した各森林組合の總會又は総代会の議事録の謄本(法第88条の4第1項又は第2項の規定により總會又は総代会の決議を経ないで吸収分割を行う法第88条の2第1項に規定する吸収分割組合及び吸収継承組合等(以下それぞれ「吸収分割組合」及び「吸収分割継承組合」という。))においては、吸収分割の方針を決議した理事会の議事録の謄本)

(3) 吸収分割を決議した各森林組合の最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度



別記第3号様式の6の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第3号様式の7の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第3号様式の8の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第3号様式の9の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第3号様式の10の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
 別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、「議決した」を「決議した」に改め、  
 同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、「議決した」を「決議した」に改め、  
 同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第5号様式の2中「議決しました」を「決議しました」に、「議決した」を「決議した」に改める。  
 別記第6号様式の備考以外の部分中「印」を削り、「議決した」を「決議した」に改め、  
 同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第7号様式の備考以外の部分中「印」を削り、「議決した」を「決議した」に改め、  
 同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第7号様式の2中「議決しました」を「決議しました」に、「議決した」を「決議した」に改める。  
 別記第8号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第8号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、「決議決した」を「決議した」に改め、  
 同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第8号様式の3の備考以外の部分中「印」を削り、「議決した」を「決議した」に改め、  
 同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第8号様式の4中「議決しました」を「決議しました」に、「決議決した」を「決議した」に改める。  
 別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第10号様式の備考以外の部分中「印」を削り、「議決した」を「決議した」に改め、  
 様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第10号様式の2中「議決しました」を「決議しました」に、「議決した」を「決議した」に改める。  
 別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第1号中「押印して」及び「なお、氏名を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。  
 別記第13号様式の備考以外の部分中「印」を削り、「議決した総会」を「決議した総会」に改め、「解散を議決した当時の財産目録及び貸借対照表」を「その他知事が必要と認める書類」に改め、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
 別記第15号様式を次のように改める。

## 別記第15号様式(その1)(第12条関係)

## 森林組合(生産森林組合)合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合(生産森林組合)選出設立委員  
住所

氏名

森林組合(生産森林組合)と 森林組合(生産森林組合)とは合併  
したいので、森林組合法(昭和53年法律第36号)(第100条第4項において準用す  
る同法)第84条第2項の規定により、次の書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由を記載した書類
- 2 各森林組合(生産森林組合)の総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 合併を決議した各森林組合(生産森林組合)の最終事業年度に係る財産目録又は貸借  
対照表(最終事業年度がない場合にあつては、各森林組合(生産森林組合)の成立の日  
における財産目録又は貸借対照表)
- 4 合併契約書の謄本
- 5 合併の経過の概要を記載した書類
- 6 合併によって成立する森林組合(生産森林組合)の定款及び事業計画書
- 7 各森林組合(生産森林組合)に係る債権者に対する公告及び催告の終了したこ  
とを証する書類
- 8 役員選挙(選任)録の謄本
- 9 森林組合法第85条の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設  
立委員会の議事録の謄本
- 10 その他知事が必要と認める書類

- 備考 1 設立委員は、その全員の住所及び氏名を連記してください。  
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第15号様式(その2)(第12条関係)

森林組合(生産森林組合)合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

合併後存続する組合 住所  
組合名  
代表理事氏名

合併により解散する組合 住所  
組合名  
代表理事氏名

森林組合(生産森林組合)と 森林組合(生産森林組合)とは合併  
したいので、森林組合法(昭和53年法律第36号)(第100条第4項において準用す  
る同法)第84条第2項の規定により、次の書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由を記載した書類
- 2 各森林組合(生産森林組合)の総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 合併を決議した各森林組合(生産森林組合)の最終事業年度に係る財産目録又は貸借  
対照表(最終事業年度がない場合にあつては、各森林組合(生産森林組合)の成立の日  
における財産目録又は貸借対照表)
- 4 合併契約書の謄本
- 5 合併の経過の概要を記載した書類
- 6 合併後存続する森林組合(生産森林組合)の定款及び事業計画書
- 7 各森林組合(生産森林組合)に係る債権者に対する公告及び催告の手續を終了したこ  
とを証する書類
- 8 その他知事が必要と認める書類

備考 不要な文字は、抹消してください。

## 別記第15号様式(その3)(第12条関係)

## 森林組合(生産森林組合)合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

合併後存続する組合 住所  
組合名  
代表理事氏名

合併により解散する組合 住所  
組合名  
代表理事氏名

森林組合(生産森林組合)と 森林組合(生産森林組合)とは合併  
したいので、森林組合法(昭和53年法律第36号)(第100条第4項において準用す  
る同法)第84条第2項の規定により、次の書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由を記載した書類
- 2 合併によって消滅する森林組合(生産森林組合)の総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 合併後存続する森林組合(生産森林組合)が合併の方針を決議した理事会の議事録の謄本
- 4 合併を決議した各森林組合(生産森林組合)の最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、各森林組合(生産森林組合)の成立の日における財産目録又は貸借対照表)
- 5 合併契約書の謄本
- 6 合併の経過の概要を記載した書類
- 7 合併後存続する森林組合(生産森林組合)の定款及び事業計画書
- 8 各森林組合(生産森林組合)に係る債権者に対する公告及び催告の手續を終了したことを証する書類
- 9 合併により消滅する森林組合(生産森林組合)の総組合員(準組合員を除く。)の数が合併後存続する森林組合(生産森林組合)の総組合員数(準組合員を除く。)の数の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する森林組合(生産森林組合)の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する森林組合(生産森林組合)の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する森林組合(生産森林組合)の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する森林組合(生産森林組合)の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書類
- 10 合併後存続する森林組合(生産森林組合)の総組合員(準組合員を除く。)の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
- 11 その他知事が必要と認める書類

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第15号様式の次に次の1様式を加える。

## 別記第15号様式の2 (その1) (第12条の2関係)

## 吸収分割認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

吸収分割承継組合等 住 所  
名 称  
代表理事氏名

吸収分割組合 住 所  
名 称  
代表理事氏名

森林組合と 森林組合とは吸収分割したいので、森林組合法  
(昭和53年法律第36号)第88条の3第2項の規定により、次の書類を添えて申  
請します。

- 1 吸収分割の理由を記載した書類
- 2 各森林組合の総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 吸収分割を決議した各森林組合の最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、各森林組合の成立の日における貸借対照表)
- 4 吸収分割契約書の謄本
- 5 吸収分割の経過の概要を記載した書類
- 6 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等の定款及び事業計画書
- 7 各森林組合に係る債権者に対する公告及び催告の手續を終了したことを証する書類
- 8 その他知事が必要と認める書類

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第15号様式の2 (その2) (第12条の2関係)

吸収分割認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

吸収分割承継組合等 住 所  
名 称  
代表理事氏名

吸収分割組合 住 所  
名 称  
代表理事氏名

森林組合と 森林組合とは吸収分割したいので、森林組合法  
(昭和53年法律第36号)第88条の3第2項の規定により、次の書類を添えて申  
請します。

- 1 吸収分割の理由を記載した書類
- 2 総会(総代会)で吸収分割を決議した森林組合にあっては、総会(総代会)の議  
事録の謄本
- 3 吸収分割の方針を決議した各森林組合の理事会の議事録の謄本
- 4 吸収分割を決議した各森林組合の最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度  
がない場合にあっては、各森林組合の成立の日における貸借対照表)
- 5 吸収分割契約書の謄本
- 6 吸収分割の経過の概要を記載した書類
- 7 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等の定款及び事業計画書
- 8 各森林組合に係る債権者に対する公告及び催告の手續を終了したことを証する書  
類
- 9 吸収分割組合が吸収分割によって吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価  
額の合計額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の  
1(これを下回る割合を吸収分割組合の定款で定めた場合にあっては、その割合)  
を超えていないことを証する書面又は吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収  
分割組合に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当た  
りの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存  
する資産の額の5分の1(これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた  
場合にあっては、その割合)を超えていないことを証する書類
- 10 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等の総組合員(准組合員を除く。)又は総会  
員(准会員を除く。)の6分の1以上の正組合員又は正会員が、吸収分割に反対の意  
思の通知を行っていないことを証する書類
- 11 その他知事が必要と認める書類

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第16号様式中備考を削る。

別記第16号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、「当時の財産目録及び貸借対



照表」を「最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、その旨を記載した書類）」に改め、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。貸借対照表」を「最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、その旨を記載した書類）」に改め、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第16号様式の4(その1)(第16条関係)

新設分割認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 設立委員  
住 所  
代表者氏名

森林組合法(昭和53年法律第36号)第108条の13第2項の規定により、新たに 森林組合連合会を設立したいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 新設分割の理由を記載した書類
- 2 各森林組合の総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 新設分割を決議した各森林組合の最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、各森林組合の成立の日における貸借対照表)
- 4 新設分割計画書の謄本
- 5 新設分割の経過の概要を記載した書類
- 6 新設分割設立連合会の定款及び事業計画書
- 7 各森林組合に係る債権者に対する公告及び催告の手續を終了したことを証する書類
- 8 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録の謄本
- 9 その他知事が必要と認める書類

備考 不要な文字は、抹消してください。

## 別記第16号様式の4(その2)(第16条関係)

## 新設分割認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 設立委員  
住 所  
代表者氏名

森林組合法(昭和53年法律第36号)第108条の13第2項の規定により、新たに森林組合連合会を設立したいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 新設分割の理由を記載した書類
- 2 総会(総代会)で新設分割を決議した森林組合にあっては、総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 新設分割の方針を決議した各森林組合の理事会の議事録の謄本
- 4 新設分割を決議した各森林組合の最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあっては、各森林組合の成立の日における貸借対照表)
- 5 新設分割計画書の謄本
- 6 新設分割の経過の概要を記載した書類
- 7 新設分割設立連合会の定款及び事業計画書
- 8 各森林組合に係る債権者に対する公告及び催告の終了したことを証する書類
- 9 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録の謄本
- 10 新設分割によって新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の5分の1(これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えていないことを証する書類
- 11 新設分割組合の総組合員(准組合員を除く。)又は総会員(准会員を除く。)の6分の1以上の正組合員又は正会員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
- 12 その他知事が必要と認める書類

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第17号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。  
別記第17号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。  
別記第17号様式の3の記載上の注意以外の部分中「印」を削り、同様式中記載上の注

意第1号を削り、記載上の注意第2号を記載上の注意とする。  
別記第18号様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第19号様式中「議決」を「決議」に、

番 号
-----

住 所
-----

氏 名
-----

印
---

を

番 号
-----

住 所
-----

氏 名
-----

に改める。

別記第20号様式の備考以外の部分中「議決」を「決議」に改め、「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県森林組合法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県森林組合法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。